

令和8年度 太子町つながる居場所づくり事業 募集要領

1. 目的および趣旨

本町における、社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業の一環として、年齢、性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず、地域住民が緩やかにつながることができる居場所（愛称「つながりBASE（ベース）」）の開設を促進し、孤独・孤立の防止、および安全で安心して生活できる地域づくりを目指すため、「太子町つながる居場所づくり事業補助金交付要綱（令和8年告示第106号）」に基づき、居場所の整備・運営費への支援を希望する民間団体を募集するものです。

2. 補助対象団体の要件

1. の目的・趣旨に沿った居場所を整備・運営する、以下のすべての要件を満たす自治会またはこれに類する団体を対象とします。

- ① 構成人数：5人以上で構成され、その半数以上が太子町内に住所を有すること。
- ② 組織体制：代表者および会計責任者を置き、経理用の金融機関口座を有すること。
- ③ 欠格事由：営利目的、政治・宗教活動、重大な法令違反による行政処分歴、暴力団等の反社会的勢力との関連、その他町長が不適当と判断する団体でないこと。

3. 募集团体数 3団体程度

4. 居場所の設置・運営基準（①から⑤のすべてを満たすこと）

- ① 開設場所：太子町内であること。
- ② 開設頻度：令和8年12月1日までに事業を開始し、令和9年3月31日まで2か月に1回以上、少なくとも4か月に1回以上運営すること。
- ③ 運営継続：運営開始の日から2年以上継続する見込みがあること。
- ④ 運営時間：1回につき概ね90分以上であること。
- ⑤ 情報管理：運営上知り得た情報を適正に取り扱い、必要に応じて行政機関等と連携すること。

5. 補助対象経費・補助金額

補助金の対象経費は、次の表に掲げるもの（他の助成事業に係る費用を除く）とし、補助金の額は、予算の範囲内で、1年度あたり1回の申請につき、同表の補助金の限度額を上限とした対象経費の実支出額の合計額からそれに係る寄附金及びその他の収入額を控除した額と15万円を比較して少ない方の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。

経費区分	対象経費	補助金の限度額
環境整備費	インターネット回線整備費用（モバイル回線用ホームルーター機器の設置もしくは固定回線及び無線LAN(Wi-Fi)ルーター機器の設置に係る初期経費）	8万円（補助事業開始初年度に限る）
	備品購入費（家電・調理機器、遊具）	1年度当たり3万円
活動運営費	通信費（環境整備費で整備したインターネット回線に係るものに限る）	1月当たり5千円
	人件費（謝金）、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、役務費、保険料、使用料及び賃借料	居場所の運営1回当たり5千円（1年度につき12万円を限度とする）

6. 補助事業費の経理・管理方法

事業費は「環境整備費」と「活動運営費」に区分し、次のとおり整理してください。

- ① 納品書や領収書(レシート)等の書類は全て保管し、その出納内容を記録・検査すること。
- ② 補助対象経費には、団体の運営にかかる経常的な経費（光熱水費、電話代等）や個人に対する金品給付的な経費、食糧費など他の事業費用を含まず、明確に区分すること（重複計上や不明瞭な費用は補助対象外とします）。

7. 食事等の提供に関する注意事項

居場所における茶菓や軽食（消費期限内の購入品で、仕出し料理や酒類等を除く）の提供は可能としますが、安全な運営のために衛生管理とアレルギー対策等を徹底してください。

また、利用者への食事支援として、収益性のある食堂や料理教室のような取り組みを実施する場合は、営業許可や届出等を要することがありますので、申請前に保健所（兵庫県龍野健康福祉事務所・食品薬務衛生課〔電話：0791-63-5145〕）に確認してください。なお、食材費は補助金対象経費となりません。

8. 申請スケジュール等

- ① 募集要領等の配布：令和8年8月25日(火)～令和8年10月15日(木)

- ② **申請書類等の受付：令和8年9月 1日(火)～令和8年10月15日(木)**

※期限内必着(窓口受付時間が令和8年9月1日より9時～16時30分に短縮されます)

- ③ 補助団体の審査：令和8年10月末（予定）

- ④ 補助団体の決定・通知：令和8年11月上旬（予定）

※ 申請内容における「地域づくりの目的や課題に対する考え方」や「新しい居場所づくりの実施体制と計画・費用の具現性」などを審査して補助団体を決定します。

なお、審査内容・結果に関する質問や異議は一切受け付けないものとし、また、提出書類に虚偽もしくはそれに類する記載があった場合や、本要領に違反又は著しく逸脱した場合、その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある行為等があった場合には、審査の対象から除外するとともに、補助金交付決定後にこれらが判明した場合は、決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

9. 申請手続

〔申請窓口〕生活福祉部社会福祉課（役場行政棟1階・〒671-1592 太子町鵜280-1）

電話：079-277-1013、FAX：079-277-6031

電子メール：fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp

〔受付時間〕9時～16時30分（窓口受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く）

〔申請方法〕申請窓口で電話連絡の上、受付期間内(上記8の②)に所定の書類を持参、郵送もしくは電子メールにて提出（電子メールによる場合は、全ての書類が閲覧可能な電子ファイル形式であることを受付期間内に申請窓口が確認を完了できる場合に限る）。

〔留意事項〕この補助金は、一の補助団体ごとに補助事業を開始した日から起算して、3年が経過する日の属する年度分まで、毎年度申請することが出来ます。

なお、申請に要する費用は全て申請者の負担とし、提出書類や電子データは返却しません。また、申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を申請窓口へ提出してください。

10. 提出書類および部数

- 〔提出書類〕 ① 太子町つながる居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
② ①の添付書類（事業活動計画書、事業予算書、その他必要書類）
③ 団体規約・定款・役員名簿及び経理用口座情報等の参考資料（写し可）
〔提出部数〕 1部（印刷サイズ：所定様式はA4判、その他はA4判もしくはA3判）

11. 補助事業の執行に関する留意事項

- ① 補助事業の開始日は、補助金の交付決定の日以降となるため、補助金交付申請後、交付決定を受けるまでの間の準備行為（契約等の締結など）により、補助対象外となる場合がありますので注意して下さい。
- ② 補助団体の取り組みや居場所の運営・活動状況等について、町は、必要に応じて調査や報告を求め、ホームページや広報等で紹介することがあります。
- ③ 行政機関や民生委員等の支援が必要な事案を把握した場合は、適切な支援機関への連絡等をお願いします。
- ④ 補助事業の全部、もしくはその大半を第三者に委託することはできません。また、補助事業の変更、中止、廃止に係る手続きは、太子町補助金等交付規則（平成18年規則第1号）を確認してください。
- ⑤ 補助金は、事業完了後の実績報告書に基づき町が検査を行い、適切な事業実施と支出であることを確認した後（概ね実績報告の2か月後）の請求・支払となります。ただし、必要と認める場合は申請による概算払いも可とします（要相談）。
- ⑥ 町は、持続的に居場所を設置・運営する団体を支援するため、毎年度の補助金に係る予算要求とともに、速やかな事業開始に向けた募集手続きを行う予定ですが、予算の執行はその成立が前提となるため、今後、募集内容などに変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

12. 問い合わせ先（申請窓口）

太子町生活福祉部社会福祉課（役場行政棟1階・〒671-1592 太子町鵜280-1）

電話：079-277-1013、FAX：079-277-6031

電子メール：fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp

※窓口受付時間が、令和8年9月1日（火）より9時～16時30分に短縮されます。